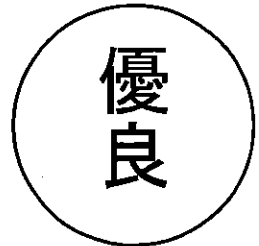


許可番号 00801005618

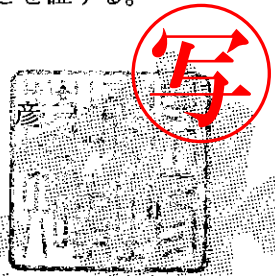
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
 氏名 株式会社 京葉興業
 代表取締役 鈴木 宏和
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 平成26年3月7日
 許可の有効年月日 平成33年3月6日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
 積替え保管を除く：燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、銧さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）
 以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし。

3. 許可の条件
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成3年5月27日	新規許可	平成15年7月22日	変更届（代表者の変更）
平成9年6月11日	変更許可	平成17年11月25日	変更許可
平成11年7月28日	変更許可	平成18年9月3日	更新許可
平成13年9月3日	更新許可	平成23年9月20日	更新許可
平成14年9月24日	変更届（住所の変更）	平成26年3月7日	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
 市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。